

南薩地域感染症危機管理情報ネットワーク (NISE) ナイス

2026 第24週(令和8年6月8日～令和8年6月14日)

【お問合せ先】 〒897-0001 鹿児島県南さつま市加世田村原二丁目 1-1 南薩地域振興局保健福祉環境部（加世田保健所）
 TEL (0993) 53-2316 / FAX (0993) 53-4519 / E-mail minami-kenkou-shippe@pref.kagoshima.lg.jp

★ NISE (ナイス) : Nansatsu Infectious Diseases Surveillance of Epidemiology

県全体でCOVID-19の報告数が増加しています。特に、川薩管内における定点当たり報告数は21.67まで増加しており、当管内においても今後の動向に注意が必要です。また、加世田管内では、水痘の定点当たり報告数が流行発生警報の警報基準値に達しましたので、**流行発生警報を発令します**。手洗い・うがい、手指消毒の実施、換気などの対策を取り、感染予防に努めましょう。

1 定点報告疾患の発生状況

疾患名	警報		注意報 基準値	対象	19週	20週	21週	22週	23週	24週
	開始基準値	終息基準値								
急性呼吸器感染症(ARI)	—	—	—	加世田	18.50	41.50	38.00	37.50	40.50	32.00
				指宿	15.50	29.50	29.00	37.00	31.00	23.00
				県	36.44	51.39	48.68	45.09	45.12	
インフルエンザ	30.00	10.00	10.00	加世田	—	—	—	—	—	—
				指宿	—	—	—	0.50	—	—
				県	0.11	0.19	0.02	0.11	—	0.05
COVID-19	—	—	—	加世田	—	0.50	—	—	1.50	3.50
				指宿	—	0.50	1.50	0.50	—	—
				県	0.51	0.89	1.60	1.49	2.05	3.46
RSウイルス感染症	—	—	—	加世田	—	—	—	—	—	—
				指宿	—	—	—	—	—	—
				県	1.45	0.71	0.94	1.16	1.32	1.35
咽頭結膜熱	3.00	1.00	—	加世田	—	1.00	—	—	—	—
				指宿	—	1.00	—	—	—	—
				県	0.81	1.42	1.00	1.45	1.32	1.10
A群溶血性 レンサ球菌咽頭炎	8.00	4.00	—	加世田	—	1.00	—	2.00	1.00	1.00
				指宿	—	—	—	—	—	—
				県	2.26	3.16	2.74	2.16	1.77	1.74
感染性胃腸炎	20.00	12.00	—	加世田	7.00	7.00	6.00	8.00	5.00	3.00
				指宿	5.00	7.00	8.00	3.00	10.00	4.00
				県	2.97	4.35	4.29	4.00	3.61	3.45
水痘	2.00	1.00	1.00	加世田	—	—	—	—	—	2.00
				指宿	1.00	1.00	—	—	—	—
				県	0.32	0.29	0.03	0.29	0.13	0.42
手足口病	5.00	2.00	—	加世田	7.00	6.00	4.00	4.00	21.00	10.00
				指宿	—	7.00	10.00	16.00	13.00	11.00
				県	3.81	6.13	8.45	11.32	11.35	14.06
伝染性紅斑	2.00	1.00	—	加世田	—	—	—	—	—	—
				指宿	—	—	—	—	—	—
				県	0.26	0.35	0.35	0.19	0.35	0.26
突発性発しん	—	—	—	加世田	—	—	—	—	—	1.00
				指宿	1.00	—	1.00	—	—	1.00
				県	0.35	0.32	0.32	0.55	0.32	0.42
ヘルパンギーナ	6.00	2.00	—	加世田	2.00	1.00	2.00	3.00	4.00	2.00
				指宿	—	—	5.00	10.00	10.00	6.00
				県	0.52	1.23	1.32	1.52	1.87	2.48
流行性耳下腺炎	6.00	2.00	3.00	加世田	—	—	—	—	—	—
				指宿	—	—	—	—	—	—
				県	—	—	0.03	0.13	—	—

※鹿児島県のARI報告数は来週報以降に反映されます。また、データは後日訂正されることがあります。

警報 流行発生警報の基準値を超えた疾患

注意報 流行発生注意報の基準値を超えた疾患

加世田保健所 指宿保健所	◎警報発令中 (水痘、手足口病) (手足口病、ヘルパンギーナ)	○注意報発令中 (なし) (なし)
-----------------	---------------------------------------	-------------------------

2 全数報告疾患の発生状況 (管内全ての医療機関から届出のあった一～五類感染症)

第24週 (6月8日～6月14日)	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症：1件(指宿)
----------------------	---------------------------

3 南薩地域で注目すべき感染症

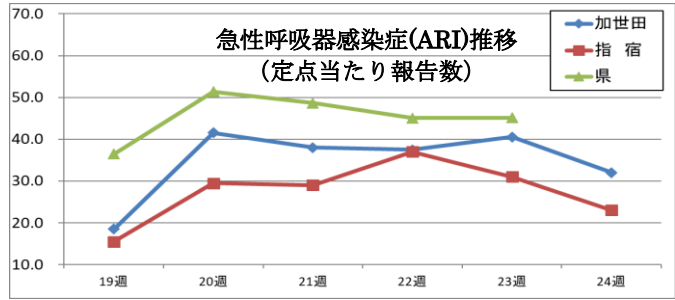
※人数は定点医からの報告数です。全体の患者報告数ではありませんので、注意してください。

急性呼吸器感染症 (ARI)

第 24 週の報告数は、加世田保健所管内で 64 人 (定点当たり 32.00) でした。

指宿保健所管内では、46 人 (定点当たり 23.00) でした。

南薩地域内での年齢別報告数は、1~4 歳 (68 人)、5~9 歳 (21 人)、10~14 歳 (9 人) の順に多く報告されています。

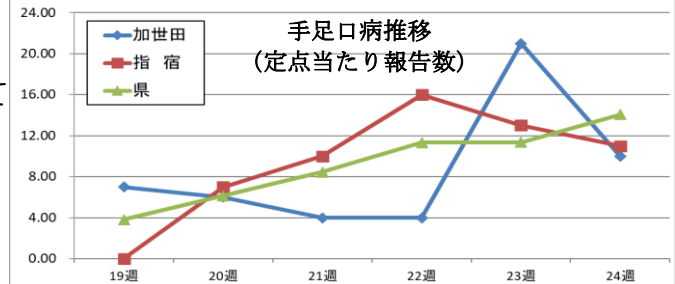


手足口病

第 24 週の報告数は、加世田保健所管内で 10 人 (定点当たり 10.00) と大幅に増加しています。

指宿保健所管内では、11 人 (定点当たり 11.00) でした。

県全体では、436 人 (定点当たり 14.06) でした。

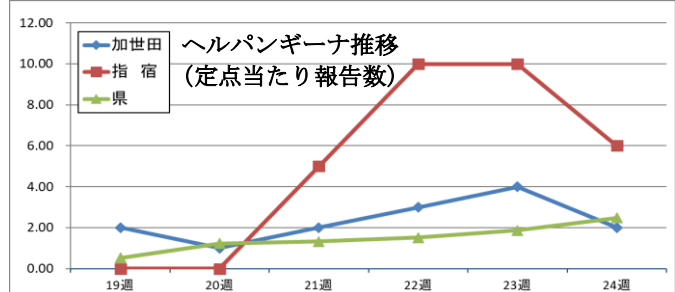


ヘルパンギーナ

第 24 週の報告数は、加世田保健所管内で 2 人 (定点当たり 2.00) でした。

指宿保健所管内では、6 人 (定点当たり 6.00) でした。

県全体では、77 人 (定点当たり 2.48) でした。



今週の話

6/21 (日) - 6/27 (土) は「ハンセン病問題を正しく理解する週間」です。

ハンセン病問題は、国が実施した誤った隔離政策により、ハンセン病患者やその家族が社会から隔離され、偏見や差別を受けてきた、人権に関わる問題です。今週のコラムでは、ハンセン病とはどのような病気か、ハンセン病問題の歴史について解説します。

1 ハンセン病ってどんな病気?

ハンセン病は、「らい菌」という細菌によって引き起こされる感染症です。症状は、皮膚に感覚の鈍りや、かゆみや痛みを伴わない皮膚の赤み、しこりなどが現れます (右図参照)。感染経路は飛沫感染ですが、らい菌は非常に感染力が弱く、たとえ感染したとしても、ほとんどの方が発病に至りません。

現在では、内服薬による治療法が確立されており、万が一発病しても完治が可能です。



ハンセン病 (詳細版)

2 以前、ハンセン病と診断された方はどのような扱いを受けていたのか?

1931 年に制定された「癩予防法 (らいよぼうほう)」という法律により、ハンセン病患者は、本人の意思に関わらず療養所へ強制的に収容されました。さらに、1953 年に改正された「らい予防法」では、すでに特效薬が開発され、治療が可能な時代になっていたにもかかわらず、隔離政策は継続されました。この法律には退所規定が設けられておらず、一度入所すると一生療養所から出られないなど、長年にわたり深刻な人権侵害を引き起こしました。1955 年前後には徐々に規制が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちも出てきました。しかし多くの方々は療養所に入所する際に、社会や家族との関係を断絶させられており、療養所の外には頼る人がほとんどいませんでした。そのため、やむなく療養所に戻ることを選択する方も少なくありませんでした。この歴史から、私たちはハンセン病問題がもたらした悲劇を深く学び、改めて相手の人権を尊重することの重要性を認識する必要があります。

県では、親子でハンセン病療養所訪問を希望される方を募集しています。募集期間は令和 8 年 7 月 10 日までです。ご興味のある方は県 HP ([鹿児島県/親子でハンセン病療養所を訪ねてみませんか](#)) をご確認ください。